

長泉町コミュニティバス フリー乗車券の廃止について

1 概要

令和5年1月23日の3路線へ乗り換えを前提とした再編を行った際、従来の南北線の経路であった下長窪方面からサントムーン方面への利用者負担軽減を目的にフリー乗車券を導入したが、令和7年12月26日の運行をもって「循環線A・B」は実証運行終了となることから、フリー乗車券としての役割を終えたため、廃止したい。

2 フリー乗車券について

乗降自由のフリー乗車券 1日500円

※利用の当日にバス車内に限り販売

※交通系ICカードでは購入不可

フリー乗車券販売実績：2件（令和7年4月～11月）

3 道路運送法第9条第5項に基づく意見募集について

（1）意見募集の実施方法について

道路運送法第9条第5項において、運賃の協議を行う場合には、住民、利用者、利害関係者の3者すべての意見を反映できる方法であることが求められる。

意見を反映できる方法として、以下表に示すような方法が考えられる。

方 法	対 象 者
①パブリックコメントの募集	住民、利用者、利害関係者
②広報誌への掲載による意見募集	住民、利用者、利害関係者
③沿線自治会への説明会	住民、利用者
④業界団体へのヒアリング	利害関係者
⑤ホームページへ意見募集の掲載	住民、利用者、利害関係者
⑥地域住民に対するアンケート調査	住民、利用者

※①・②・⑤は3者を対象とするためいずれかの実施のみで足りるが、③・④・⑥は1～2者しか対象とならないため、併用することが必要。

（2）当町での実施方法について

⑤ホームページへ意見募集の掲載を行い、意見書にて意見を提出

（3）実施期間

令和7年12月8日（月）～令和7年12月19日（金）午後5時まで

【参考】道路運送法第9条第5項

前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。